

## 令和4年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和5年3月22日（水）

15:00～16:30

場 所：富山県民会館 706号室

### 次 第

#### 1 諮問事項

- (1) 学校法人博愛学園あけぼの幼稚園の廃止の認可について
- (2) 独立行政法人国立病院機構富山病院附属看護学校の廃止の認可について

#### 2 報告事項

- (1) 全国私立学校審議会連合会第77回総会について

#### 3 その他

#### 【配付資料】

資料No.1 私立幼稚園等の廃止認可について（諮問）

資料No.2 学校法人博愛学園あけぼの幼稚園の廃止の認可について

資料No.3 独立行政法人国立病院機構富山病院附属看護学校の廃止の認可について

資料No.4 令和4年度第77回総会（書面審議）議題の内容

参考資料No.1 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）

参考資料No.2 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

参考資料No.3 認定こども園の設置状況

参考資料No.4 富山県私立学校審議会規程、運営内規

令和4年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和5年3月22日(水)

15:00~16:30

場所：富山県民会館 706号室

黒崎 紫抄代 会長

議 長

須田 英克  
委員

中崎 健志  
委員

西館 有沙  
委員

前川 俊朗  
委員

森田 喜邦  
委員

井上 春枝  
委員

今井 亜矢子  
委員

上田 雅裕  
委員

里見 治美  
委員

島田 好美  
委員

入  
口

藤井係長

武隈理事

掃本課長

安田主幹

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

# 富山県私立学校審議会委員

令和5年3月22日現在

氏名	現職	備考
井上 春枝	(学) 本願寺学園徳風幼稚園副園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
今井 亜矢子	(学) 荒井学園 高岡向陵高等学校校長	
上田 雅裕	(学) 鷹寺学園理事長 認定こども園太閤山あおい園・第三あおい幼稚園長 富山県私立幼稚園・認定こども園振興会理事長 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事長	
河合 敦夫	(学) 富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
黒崎 紫抄代	富山県人事委員会委員 元監査委員事務局長 (学) 富山国際学園事務局長・常務理事	会長
里見 治美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
島田 好美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株) 島田商店代表取締役	
須田 英克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
中崎 健志	富山県教育委員会教育次長	
西館 有沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
前川 俊朗	(学) 高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
森田 喜邦	前富山県総合教育センター所長 富山県立大学参与	会長代理

以上12名

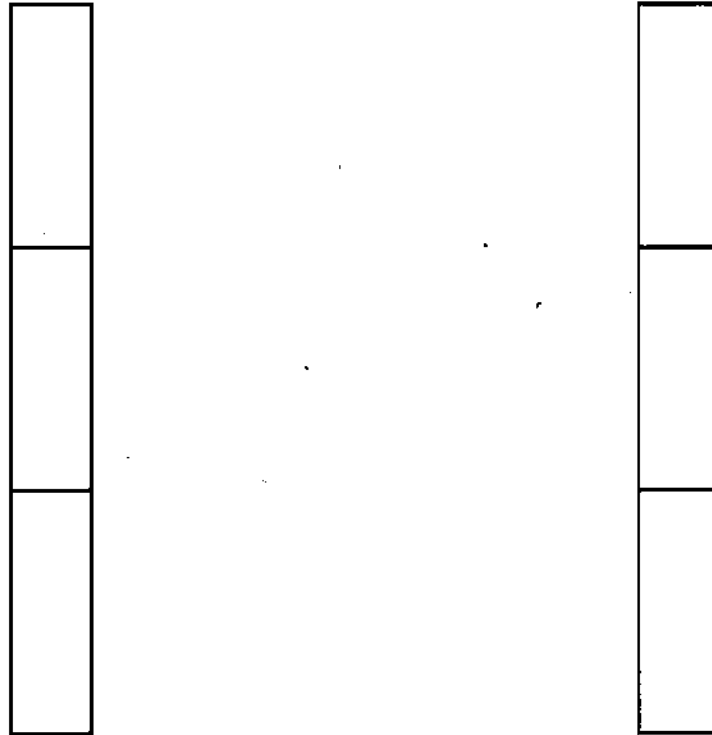
# 令和4年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和5年3月22日(水)

15:00~16:30

場所：富山県民会館 706号室

○  
議 長



入  
口



報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会  
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八郎



## 私立幼稚園等の廃止認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第8条第1項及び同法第64条第1項において準用する同法第8条第1項の規定により、認可の適否について意見を求めます。

## 記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
あけぼの幼稚園の廃止認可について （廃止時期）令和5年3月31日	富山市窪本町3-5 学校法人博愛学園 理事長 城石 和美	学校教育法 第4条第1項
独立行政法人国立病院機構富山病院 附属看護学校の廃止認可について （廃止時期）令和5年3月31日	東京都目黒区東が丘2-5-21 独立行政法人国立病院機構 理事長 楠岡 英雄	学校教育法 第130条

## あけぼの幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	あけぼの幼稚園
2 位 置	富山市中田 2-2-20
3 廃止の時期及び理由	令和5年3月31日 (理由) 園児の減少、教職員の確保等の懸案から園の運営を継続することが困難になったため。
4 設置者名	学校法人博愛学園 (理事長) 城石 和美
5 園長名	澤井 昌子
6 生徒の処置	認定こども園文化幼稚園又は他園への転園
7 教職員の処置	認定こども園文化幼稚園での再任用又は自主退職
8 指導要録等の引継ぎ	認定こども園文化幼稚園で管理し、転園児は写しを送付
9 資産の処置	学校法人博愛学園が管理
備 考	1 校 地            1,654 m <sup>2</sup> 2 校 舎            738 m <sup>2</sup> 3 総定員           60 名 4 過去5カ年の卒園児数 (H29) (H30) (R1) (R2) (R3) 27人 25人 16人 14人 10人 5 学校設置認可年月日 昭和59年3月14日

## 独立行政法人国立病院機構富山病院附属看護学校の廃止の認可について

1 学校の名称	独立行政法人国立病院機構富山病院附属看護学校
2 位置	富山市婦中町新町3145番地
3 廃止の時期及び理由	(時期)令和5年3月31日 (理由) 学生の確保が困難なことや、校舎の老朽化を解決する資金的な余力がないため。
4 設置者名	独立行政法人国立病院機構
5 校長名	金兼 千春
6 生徒の処置	全員卒業予定
7 教職員の処置	異動
8 指導要録等の引継ぎ	独立行政法人国立病院機構本部サービス・安全課へ継承
9 資産の処置	母体病院へ継承
備考	1 校舎 総面積: 1,317㎡ 2 総定員 120人 3 過去5ヶ年の卒業生数 (H30) (R01) (R02) (R03) (R04) 34人 21人 28人 10人 28人(予定) 4 学校設置認可年月日 昭和57年4月6日

## 令和4年度第77回総会（書面審議） 議題の内容

## ○議題1 令和3年度事業報告について

令和4年度理事会（書面審議）において承認。

## ○議題2 令和3年度決算報告及び監査報告について

令和4年度理事会（書面審議）において承認。

## ○議題3 令和4年度役員選出について

令和4年度理事会（書面審議）以降、理事の異動について報告があった。

◆理事：各都道府県より報告のあった52名を記載。（本県は黒崎会長）。

◆運営理事：東京都より、山中祥弘先生の後任として多忠貴先生を理事に選任した旨の報告を受け、規約第8条第2項に基づき、会長が運営理事に指名。

◆幹事：静岡県より、服部泰啓先生の後任として仲田晃弘先生を補充幹事として選出した旨の報告を受け、施行規則第2条第1項但し書きに基づき、仲田先生が幹事となった。

## ○議題4 令和4年度事業計画について

令和4年度理事会（書面審議）において承認。

## ○議題5 令和4年度収支予算について

令和4年度理事会（書面審議）において承認。

## ○議題6 令和4年度私立学校審議会委員功労者表彰について（報告）

各都道府県私学審から推薦された49名を令和4年度私立学校審議会委員功労者として表彰。（本県からは中田正幸氏が受賞）

## ○議題7 令和5年度都道府県分担金について

令和4年度理事会（書面審議）において承認された通り、各都道府県私学審ともに一律年額15万円。

## ○議題8 専門部会（書面開催）の協議題について

以下の協議題について、各都道府県から回答を得た。

これらの回答を踏まえて、各都道府県から意見（書面）を聴取することとし、これをもって専門部会（書面開催）とする。

## 第1専門部会（専修学校・各種学校関係）

1. 専修学校の目的に応じた分野の区分と各学校の学科との対応について
2. 専修学校の分校設置について
3. 専修学校の設置について、同一建物内に当該専修学校以外の施設がある場合における認可手続きについて

## 第2専門部会（幼稚園・特別支援学校関係）

1. 学校教育法第4条の規程に基づく幼稚園設置者の変更認可に係る要件について
2. 特別支援教育の対象児童・生徒に関する考え方及び確認方法について

## 第3専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）

1. 収容定員に係る学則変更認可の審査基準について
2. 高等学校の収容定員増に係る学則変更の対応について
3. 高等学校通信教育の質保証の徹底を図るための指導、助言等の状況及び学則変更認可申請時の確認について

## 各専門部会共通

1. 学校法人が行う付随事業及び収益事業に係る寄附行為の認可について

## ○議題9 次期総会について

来年度は、福島県にて第78回総会を開催予定。日程は10月24日（火）～25日（水）



## ○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）  
最終改正：令和元年六月一日法律第三十七号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

（第2項略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（私立専修学校等）

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法百三十三条第一項の都道府県知事の権限又は同法百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

（第2～4項略）

5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

（第6～7項略）

## ○学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）  
最終改正：令和元年六月二六日法律第四十四号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二号～五号略）

百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（第二号～四号略）

子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

		R①移行		R②移行		R③移行		R④移行		R⑤移行		R⑤末		
		幼から	(内数)	幼から	(内数)	幼から	(内数)	幼から	(内数)	(予定)	幼から	(見込)	幼から	(内数)
新制度移行	認定こども園	幼保連携型	9	(2)	9	(2)	5	(2)	5	(1)	6	0	123	(32)
		幼稚園型	4	(4)	0	0	1	(1)	0	0	0	0	7	(7)
		保育所型	0	-	3	-	-	-	-	-	-	-	9	-
	幼稚園のまま	4	(4)	3	(3)	0	0	0	0	0	0	7	(7)	
	保育所	保育所は全て新制度へ移行										45	-	
私立幼稚園(私学助成等)		8		5		4		3		3		3		

市町村	数	(内数)
富山	65	(15)
高岡	20	(7)
魚津	6	(0)
氷見	2	(1)
滑川	4	(4)
黒部	2	(0)
砺波	6	(1)
小矢部	3	(0)
南砺	2	(2)
射水	8	(1)
舟橋	1	(0)
立山	2	(1)
上市	2	(0)
入善	0	-
朝日	0	-

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、( )は幼稚園からの移行分(内数)

※新制度移行後に他類型に移行した園もある(H⑤末見込で調整)

2. 私立幼稚園等の類型

	新制度			従前どおり
	認定こども園		幼稚園の まま移行	幼稚園
	幼保連携型	幼稚園型		
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	学校	学校
設置主体	学校法人 社会福祉法人	学校法人	学校法人	学校法人
認可・認定	都道府県 中核市 ※1	都道府県 中核市 ※2	都道府県	都道府県
財政措置	施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部)			施設等利用給付 私学助成(一般・特別)
利用者負担 (保育料)	0円			0円

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

県内の認定こども園の設置状況 (令和4年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H20 16か所 → H21 24か所 → H22 68か所 → H23 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
1	富山市立新保なかよし認定こども園	富山市	幼保連携型	富山市	公立	H24.4.1 R4.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
2	幼保連携型認定こども園さみどり認定こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H24.6.1	幼稚園から移行
3	幼保連携型認定こども園藤ノ木こども園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
4	幼保連携型認定こども園青い鳥保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
5	大沢野ちゅうおうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
6	幼保連携型認定こども園桜谷保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
7	幼保連携型認定こども園城南もなみ学園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H22.4.1 H24.4.1 H27.4.1	(認可外から地方協賛型) (地方協賛型から保育所型) 保育所型から移行
8	幼保連携型認定こども園しんでん保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
9	幼保連携型認定こども園神明こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
10	幼保連携型認定こども園杉原こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
11	幼保連携型認定こども園のぞみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
12	幼保連携型認定こども園はりはら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
13	幼保連携型認定こども園堀川南保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
14	幼保連携型認定こども園まつわか保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
15	やまむろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
16	幼保連携型認定こども園わかば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1	保育所から移行
17	幼保連携型認定こども園奥田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
18	幼保連携認定こども園常盤台保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
19	認定こども園いちい保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
20	幼保連携型認定こども園わかき保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
21	幼保連携型認定こども園愛和こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
22	認定こども園めぐみこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
23	幼保連携型認定こども園四方こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
24	認定こども園ひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
25	認定こども園おおひろたこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
26	幼保連携型認定こども園新庄さくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
27	幼保連携型認定こども園ガンバ村保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
28	幼保連携型認定こども園大沢野こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
29	幼保連携型認定こども園鞆坂保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
30	幼保連携型認定こども園じんぼ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
31	幼保連携型認定こども園ささくら保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
32	幼保連携型認定こども園アームストロング育英幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
33	幼保連携型認定こども園藤園幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
34	幼保連携型認定こども園藤園南幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
35	幼保連携型認定こども園晴雲幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
36	幼保連携型認定こども園富山聖マリア保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和4年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 118か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
37	幼保連携型認定こども園なでしこ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
38	幼保連携型認定こども園かたかご保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
39	幼保連携型認定こども園にながわ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H28.4.1	保育所から移行
40	幼保連携型認定こども園萩浦保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
41	幼保連携型認定こども園くまのこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
42	幼保連携型認定こども園みずはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
43	幼保連携型認定こども園ピノキオナースリースクール	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
44	幼保連携型認定こども園婦中もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
45	幼保連携型認定こども園みかど保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	保育所から移行
46	認定こども園立正幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
47	幼保連携型認定こども園白藤幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
48	幼保連携型認定こども園リンデ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
49	幼保連携型認定こども園東山保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.5.1	保育所から移行
50	幼保連携型認定こども園富山幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H29.11.1	幼稚園から移行
51	幼保連携型認定こども園光陽もなみ保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
52	幼保連携型認定こども園ひかり保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
53	幼保連携型認定こども園新庄幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
54	認定こども園徳風幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
55	石金こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H31.4.1	保育所から移行
56	幼保連携型認定こども園おおしょう保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
57	幼保連携型認定こども園上滝保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	H27.4.1 H31.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行
58	幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R1.9.1	幼稚園から移行
59	認定こども園文化幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
60	幼保連携型認定こども園めぐみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.4.1	幼稚園から移行
61	本郷町保育園	学校法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.9.1	新設
62	下瓶こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R2.11.1	新設
63	幼保連携型認定こども園 西田地方保育園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R3.4.1	保育所から移行
64	かみいいの認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	富山市	私立	R4.4.1	新設
65	富山認定こども園	公益財団法人	保育所型	富山市	私立	H30.4.1	保育所から移行
66	紅葉が丘認定こども園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
67	堀川幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
68	富山短期大学付属みどり野幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
69	紫幼稚園	学校法人	幼稚園型	富山市	私立	R1.10.1	幼稚園から移行
70	どんぐり山共同保育園	特定非営利活動法人	地方裁量型	富山市	私立	H30.4.1	認可外から移行
71	高岡市福岡あおぞらこども園	高岡市	幼保連携型	高岡市	公立	H28.4.1	幼稚園・保育所から移行
72	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H22.4.1	幼稚園から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和4年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
73	幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H20.4.1 H22.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
74	認定こども園こぼと幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H24.9.1	幼稚園から移行
75	幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H27.4.1	保育所から移行
76	幼保連携型認定こども園ふたばこども園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H28.4.1	保育所から移行
77	幼保連携型認定こども園中田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
78	認定こども園みつば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	保育所から移行
79	認定こども園いずみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H29.4.1	幼稚園から移行
80	認定こども園国吉ちくば保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
81	認定こども園般若野保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H30.4.1	保育所から移行
82	幼保連携型認定こども園高岡保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
83	幼保連携型認定こども園若葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
84	認定こども園上関保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
85	能取保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	保育所から移行
86	高岡第一学園認定こども園第二幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
87	幼保連携型認定こども園和田保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
88	認定こども園 野村保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
89	認定こども園 定塚保育園	社会福祉法人	幼保連携型	高岡市	私立	R2.4.1	保育所から移行
90	認定こども園ひかり幼稚園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R3.4.1	幼稚園から移行
91	高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園	学校法人	幼保連携型	高岡市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
92	幼保連携型認定こども園吉島保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
93	幼保連携型認定こども園ほんごうこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
94	幼保連携型認定こども園天神保育園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
95	かつみ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
96	魚津こども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
97	魚津にじいろこども園	社会福祉法人	幼保連携型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
98	保育所型認定こども園川原保育園	宗教法人	保育所型	魚津市	私立	H28.4.1	保育所から移行
99	魚津第二こども園	社会福祉法人	保育所型	魚津市	私立	R2.4.1	保育所から移行
100	認定こども園ひみ中央こども舎	学校法人	幼保連携型	氷見市	私立	H28.4.1	幼稚園・保育所から移行
101	あさひの丘こども園	社会福祉法人	幼保連携型	氷見市	私立	H29.4.1	保育所から移行
102	マヤ保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H28.4.1	保育所から移行
103	認定こども園氷見ひかり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	H30.4.1	保育所から移行
104	認定こども園 みどり保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
105	認定こども園 上庄保育園	社会福祉法人	保育所型	氷見市	私立	R2.4.1	保育所から移行
106	アソカ幼稚園	学校法人	幼稚園型	氷見市	私立	H19.4.1 H27.4.1	(幼稚園から幼保連携型) 幼保連携型から移行
107	同朋認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
108	西加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H24.4.1	幼稚園から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和4年4月時点)

参考資料No3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 118か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
109	早月加積認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H28.4.1	幼稚園から移行
110	幼保連携型きたかつみ認定こども園	学校法人	幼保連携型	滑川市	私立	H30.4.1	幼稚園から移行
111	認定こども園たかつき保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H27.4.1	保育所から移行
112	認定こども園上小泉保育園	社会福祉法人	保育所型	滑川市	私立	H30.4.1	保育所から移行
113	黒部市生地こども園	黒部市	幼保連携型	黒部市	公立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
114	おおふせ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所から移行
115	石田こども園	社会福祉法人	幼保連携型	黒部市	私立	R4.4.1	保育所・幼稚園から移行
116	出町認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園・保育所から移行
117	南部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H29.4.1	幼稚園から移行
118	北部認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
119	太田認定こども園	砺波市	幼保連携型	砺波市	公立	H31.4.1	幼稚園・保育所から移行
120	ちゅうりっぷ認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
121	あぶらでん認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R2.4.1	保育所から移行
122	認定こども園出町青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	砺波市	私立	H27.4.1 R3.4.1	幼稚園から移行 幼稚園型から移行
123	幼保連携型認定こども園 東般若保育園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R3.4.1	保育所から移行
124	たかのす認定こども園	社会福祉法人	幼保連携型	砺波市	私立	R4.4.1	保育所から移行
125	石動きらりこども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	H28.4.1	保育所から移行
126	石動青葉保育園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
127	石動西部こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
128	津沢こども園	社会福祉法人	幼保連携型	小矢部市	私立	H28.4.1	保育所から移行
129	大谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設(4保育所廃止)
130	鬻谷こども園	小矢部市	幼保連携型	小矢部市	公立	R2.4.1	新設(3保育所廃止)
131	幼保連携型認定こども園福野青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H25.9.1 H27.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
132	幼保連携型認定こども園福光青葉幼稚園	学校法人	幼保連携型	南砺市	私立	H24.4.1 H27.4.1	(幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行
133	南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園	南砺市	保育所型	南砺市	公立	H25.4.1	保育所から移行
134	認定こども園太閤山あおい園	学校法人	幼保連携型	射水市	私立	H25.4.1	幼稚園・保育所から移行
135	幼保連携型認定こども園海老江こども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H29.4.1	保育所から移行
136	認定こども園小杉東部保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	H31.4.1	保育所から移行
137	新湊うみいるこども園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R2.4.1	新設(2保育所廃止)
138	幼保連携型認定こども園 黒河保育園	社会福祉法人	幼保連携型	射水市	私立	R3.4.1	保育所から移行
139	あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
140	第三あおい幼稚園	学校法人	幼稚園型	射水市	私立	H31.4.1	幼稚園から移行
141	大門わかば幼稚園	射水市	幼稚園型	射水市	公立	R2.4.1	幼稚園から移行
142	幼保連携型認定こども園ふなはしこども園	社会福祉法人	幼保連携型	舟橋村	私立	H30.4.1	保育所から移行
143	認定宮川こども園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H28.4.1	保育所から移行
144	認定こども園相ノ木保育園	社会福祉法人	幼保連携型	上市町	私立	H27.4.1 H29.4.1	(保育所から保育所型) 保育所型から移行

県内の認定こども園の設置状況 (令和4年4月時点)

参考資料№3

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 → H28 68か所 → H29 88か所 → H30 103か所 → H31 116か所 → R2 134か所 → R3 140か所 → R4 146か所

項番	認定こども園の名称	設置主体	類型	所在地	公私別	開設時期	備考
145	認定こども園むつみ幼稚園	学校法人	幼保連携型	立山町	私立	H23.4.1	幼稚園から移行
146	幼保連携型認定こども園高原保育園	社会福祉法人	幼保連携型	立山町	私立	H28.4.1	保育所から移行

※入善町、朝日町はなし

幼保連携型認定こども園	127園	(学校法人立33園・社会福祉法人立84園・公立10園)
保育所型認定こども園	10園	(社会福祉法人立7園・公益財団法人立1園・宗教法人立1園・公立1園)
幼稚園型認定こども園	8園	(学校法人立7園・公立1園)
地方裁量型認定こども園	1園	(特定非営利活動法人立1園)

## 富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

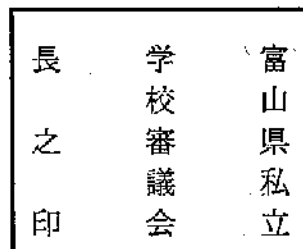


第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

#### 附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

## 富山県私立学校審議会運営内規

## (目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

- 2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。
- 3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しがつかないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

## (確保すべき環境)

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

## (書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

## (雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。